

監 監 第 6 6 5 号
平成31年 1 月 22 日

請求人 あて

横浜市監査委員	藤 野 次 雄
同	中 家 華 江
同	本 間 豊
同	田野井 一 雄
同	加 藤 広 人

住民監査請求に基づく監査について(通知)

平成 30 年 12 月 12 日に提出されました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

(理 由)

法第 242 条第 1 項は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。また、同条第 2 項は、「前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」として、住民監査請求の期間制限について規定しています。

本件請求において請求人は、神大寺地区・片倉地区・菅田地区の 3 つの地区連合町内会（以下「3 地区連」といいます。）に対し、神奈川区長が平成 29 年度に地域活動推進費補助金を交付し、横浜市に損害を与えたと主張しています。

しかし、請求人が主張する平成 29 年度の 3 地区連に対する補助金については、平成 29 年 8 月 7 日（神大寺地区）、8 月 2 日（片倉地区）、9 月 5 日（菅田地区）にそれぞれ支払いがされていることから、いずれも請求日（平成 30 年 12 月 12 日）から 1 年以上前になされたものであり、財務会計上の行為から 1 年の請求期限を経過しています。

また、請求期限を経過していることにつき正当な理由の主張もありません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

担 当 横浜市監査事務局監査部監査管理課
玉川、関

電 話 045-671-3361

ファクス 045-664-2944